



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成16年6月10日

平成16年度定時総会開催～行政書士制度確立をめざして!～

滋賀県行政書士会 会長 田中章五
 日政連滋賀県支部 支部長

5月22日開催の、平成16年度滋賀県行政書士会定時総会並びに政治連盟定期大会は、出席会員の皆様の慎重審議により、お陰様を持ちまして全ての議案について原案どおり承認・可決されました。また、活発な議論の中にもスムーズな議事進行が出来たことは、両議長の配慮は勿論、構成員の熱心さの顕れと感謝申し上げます。残念ながらご出席願えなかった会員の皆様には、次回よりのご出席を切望する次第です。

さて、本年8月1日には改正行政書士法が施行され、新たに4項目が加わります。すなわち 研修の義務化 法人化 国民による懲戒請求権 懲戒処分の公表であります。法人化については既に議案書その他で周知のとおりですが、懲戒について少し触れてみます。行政書士法や会則が規定しても、一定の量刑確定等でのみしか実効性の無かった緩やかな状況から一転して、クライアントが行政書士に対する懲戒を知事に請求出来るとされたものです。業務受託時の安易な契約やずさんな対応は、即、懲戒請求...氏名公表ともなりかねません。今まで以上に身を律して慎重に業務に臨む姿勢が求められます。

研修の義務化については、日行連研修センターから著作権ビデオ研修と、法定業務研修の基本カリキュラムに

よる各々単位会での実施が通告されたのを受け、実施に向け対応検討中です。なお、司法法学研修については、今秋の立命館大学大学院法学研究科での開講が決定しており、多くの会員より受講の希望があり、司法やADRへの参入に結びつく効果を期待したいものです。

滋賀県行政書士会では、本年度の重点目標を 規制改革・電子化対策 司法制度改革対策 行政書士制度PR対策とし、これら各種の事業執行により、国民の利便に資する行政書士制度の確立をめざします。さらには、事業計画の達成に向けて政治連盟との連携を強化し、新たな法改正にも取り組んでいきます。

そのためには、政治連盟支部の未加入会員の参加を促し組織を強化し、地方・中央の議会への運動を総力をあげて行い、行政書士制度への理解を求め、より多くの議員によるバックアップが不可欠です。特に、間近に迫った参議院選挙においては、政策協定を結んだ推薦候補者への積極的な支援で当選を勝ち取らねばなりません。

各位におかれましては、「会員みんなが自主的につくる行政書士会」のスローガンの下、本年度事業の推進に一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

日政連県支部定期大会開催

— 司法制度改革の中で十分活用できる制度改革を —

幹事長 井上 敏夫

日政連県支部の定期大会が行政書士会定時総会に続いて(午後4時10分から)同会場で開催された。

わが国経済や社会構造が益々複雑困難な状況の中、行政書士を取り巻く環境も変わりつつあり、これからは一層行政書士の有する専門性を司法制度改革等に向け、十分活用できるための行政書士制度が必要で、今後更に政治連盟に絶てが結集し、制度改革に向かって活動を推進する大会になった。

特に昨年7月には、行政書士事務所の法人化、研修の義務付け、国民一般からの懲戒処分請求ならびに処分の公表義務付け等行政書士法の改正をみて、早速この8月1日から施行されることになり、また、去る11月施行の第43回衆議院議員総選挙には、会員各位のご協力を得て、日政連(支部)と政策協定を交わした候補者が当選され、各政党の行政書士制度推進議員連盟へそれぞれ加入いただき、行政書士制度改革へご尽力をいただいている。

決定した運動方針の主なものは、次のとおり

1. 行政書士法改正の推進

法改正は、議員立法であり、行政書士制度推進議員連盟に加入の各党議員に対して日行連(本会)が進める行政書士制度をより改善するための法改正(行政手続関係法の代理等に関するもの、簡易裁判所の関する訴訟代理、家庭裁判所に関する代理、裁判外紛争処理に関するもの)の理解を求め、その協力と連携を求める。

2. 組織強化と財政の確立

政治連盟に加入、組織している会員が、英知を結集し、その組織の総力を挙げ、行政書士法改正に努める一方、支部の未加入会員への参加を呼びかけ、財政の確立を図る。

3. 第20回参議院議員通常選挙(6月24日告示、7月11日投票)に、日政連(支部)推薦候補者への支援活動の強化をする。